

## くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

## 新生活！若者を狙うマルチ商法・もうけ話のトラブルに注意！

## 〈相談内容〉

大学の先輩から、いい話があるとセミナーに誘われた。「海外の事業者に暗号資産（仮想通貨）で投資をすると、AI が自動運用し、月々10 万円の配当が簡単に手に入る。人に紹介するとさらにお金が入る」と説明を受けた。先輩に約 50 万円を預けるように言われ、「お金がない」と言ったら「学生ローンを組めばよい」とローン会社に連れていかれた。10 万円を借り、残りは貯金から先輩に渡した。その後、さらに 100 万円を借りて投資したが、全く配当金が入らなかった。（20 歳代 男性）



## 〈アドバイス〉

相談者には、もうけ話の実態や仕組みが分からない場合には、契約しないよう助言しました。また、相談者は成年なので、契約をすると責任や義務が生じることを説明し、親しい先輩や友人から誘われたとしても、安易な契約はしないよう付言しました。

## トラブルを防ぐためのポイント

- 「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。  
楽してもうかる話は、まずありえません。「すぐにもうかる」などと勧誘されたときは、契約条件や契約内容をよく確認し、安易に契約をしないようにしましょう。
- 借金をしてまで契約しないでください。  
「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や、消費者金融の借金などを勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

## 生活情報ファイル

## クリーニングのトラブルに注意してください

暖かくなり、冬物の衣類をクリーニングに出そうと考えている方も多いのではないのでしょうか。次の点に注意して、クリーニングのトラブルを未然に防ぎましょう。



- クリーニングの受け渡し時には、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう  
クリーニングに出した衣類の、「ボタンが取れていた」「変色していた」といったトラブルは、受付時や返却時の点検がしっかりとしていれば防げるケースもあります。
- クリーニング後はポリカバーを外して保管しましょう  
ポリカバーをかぶせたままの保管は、衣類にカビが発生したり、変色したりする恐れがあります。衣類の保管をするときは、市販の不織布カバーなどをかけて保管をしましょう。

## 試してみよう、消費者力！第1回（令和4年度）

Q フリマアプリについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

1. 出品者の過去の取引実績は、参考にならないので見ない。
2. トラブルが生じて、フリマアプリ運営業者は責任を負わないケースがある。
3. 商品が届いてから、8日以内であれば返品することができる。
4. 特定商取引法の規制がないので、トラブル時は消費者契約法の規則に従う。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### ～人気クリエイター起用！TikTok 啓発動画を配信しました！～ 成年年齢が18歳に引き下げに！

成年年齢引き下げに伴い、社会経験の少ない18歳・19歳といった、成人したばかりの若者の消費者トラブルの増加が懸念されます。

県では若者の消費者被害防止のため、10代後半から20代前半の若者に人気のある動画クリエイターに協力いただき、啓発動画を制作しました。



#### ○配信内容

のえのんさん、ゆあていーさん、すずしょうとさんら、3組の人気動画クリエイターが、18歳からできるようになることや、若者が巻き込まれやすい消費者トラブル（副業・エステ・通販の定期購入のトラブル）をショートムービーでわかりやすく伝えます。

#### ○配信アカウント

広島県 TikTok アカウント：[https://www.tiktok.com/@hiroshima\\_pref](https://www.tiktok.com/@hiroshima_pref)  
広島県 TikTok で検索！



### 18歳から大人！トラブルに巻き込まれないために注意することは？

#### ○契約する前にはよく考えて、安易な契約はしないようにしましょう！

大人になると、親の同意を得なくても様々な契約ができるようになりますが、一度結んだ契約は、簡単には取り消すことができなくなります。契約は慎重にしましょう。

#### ○少しでも「おかしいな？」と思ったらすぐ相談！

契約によっては、取消しや解約ができる場合があります。契約や買い物で困ったときは、一人で悩まず、すぐに消費者ホットライン（☎188）かメール（[相談してムーチョ](#)で検索）で相談してください。

「試してみよう、消費者力！第1回解答と解説⇒（正解－2）

フリマアプリは、個人間取引のため、特定商取引法や消費者契約法などの消費者保護の規制が及ばない。フリマアプリ運営事業者は、取引の場を提供するのみで、トラブルが起きた場合は当事者同士で解決するように求められる。事前に出品者の過去の取引実績やフリマアプリの補償制度の内容を確認することが大切である。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。